

流山市地域福祉計画策定方針

1 計画策定の背景及び位置付け

平成12年6月制定の社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律による改正後の社会福祉法において、今後の社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画」の策定が位置付けられたものです。

流山市地域福祉計画は、流山市総合計画（基本構想、基本計画）を上位計画とし、地域福祉に関する具体的な施策計画であるとともに、「流山市高齢者支援計画」、「流山市障害者計画」、「流山市次世代育成支援行動計画」、「健康都市プログラム」の実践を行うための行政と市民の役割を明確にした行動計画としての性格を持ちあわせている。

なお、高齢者総合計画など個別計画に委ねられている施策については、個別計画において具体化を進めることとします。

2 計画の期間

平成23年度に策定する次期計画は、平成19年3月に策定した「流山市地域福祉計画（平成19年度から平成23年度）」を見直し、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

3 策定方針

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域に関わるすべての人が主役になり進めていく地域づくりの取り組みです。「市町村地域福祉計画」は、地域における支え合い、仕組みづくりの道筋を示すとともに、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るために策定される社会福祉法に基づく計画です。

策定にあたっては、平成19年3月に「流山市地域福祉計画」（計画期間：平成19年度から平成23年度）の理念を継承しつつ、地域を取り巻く社会環境や生活環境の変化を踏まえ策定を行うこととします。

◎流山市総合計画

流山市総合計画は、地方自治法第2条第5項の規定により、平成12年度から平成31年度までの20年計画です。平成21年度には、基本構想をもとに後期基本計画（平成22年度から平成

31年)が策定され、まちづくりの基本目標の一つである、「誰でもが充実した生涯がおくることができる流山」の施策を具現化するとともに、実施計画に反映させていきます。

◎流山市住民自治基本条例

流山市住民自治基本条例は、その地域における自治の基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」とも呼ばれています。流山市のまちづくりの基本原則を明らかにし、自分たちのまちの課題は自分たちで解決するという市民自治によるまちづくりを進め、市民福祉の向上を図るためのルールを定めたもので、この条例の趣旨を遵守し、この条例に定める事項と整合を図りながら計画を策定します。

◎状況の変化

地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化など社会情勢の変化や第1期計画の現状や課題、国の動向等を踏まえ、流山市の現状に即した内容に改めます。

◎地域に着目

生活の場である「地域」に着目し、それぞれの地域において、どのような助け合い、支え合っていけば、高齢者、児童、障害者をはじめすべての人が暮らしやすいまちになるのか、という課題の解決を目指します。

◎「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

流山市が策定する「地域福祉計画」と流山市社会福祉協議会が策定を予定している「地域福祉活動計画」は、車の両輪の関係にあたるため、整合を図りながら策定します。

4 市民参加

◎情報の提供

計画策定の段階から、広報ながれやま、市ホームページ等を活用を図り、広く情報提供を行うとともに、意見を聴取し、計画反映します。

◎公聴会の開催

計画の素案段階においては、公聴会を開催して広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映します。

◎パブリックコメントの開催

計画の素案については、広報ながれやまや市ホームページによるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取し、計画に反映します。

5 策定体制

◎流山市保健福祉諸計画策定委員会

健康福祉部長を会長とし、関係課長等をもって組織している流山市保健福祉諸計画策定委員会で、計画素案等の策定、調整を行います。

◎流山市福祉施策審議会への諮問

市の附属機関である福祉施策審議会に地域福祉計画の策定について諮問し、審議委員の意見を聴取しながら計画の策定作業を進め、審議会の答申を得て策定する。